

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
1	全般	-	-	-		<p>【その他、技術的なリスクについて】 イメージワークフローに係る成果物についてはサンプルプログラムが提供される旨の記載がありますが、その他ルールエンジン等についても技術リスク回避の観点からサンプル成果物の提供をお願いします。</p> <p>なお、基盤先行型の調達であるという特性を考慮致しますと、現在の基盤機能では業務要件を満たさないといった事象が発生する可能性も考えられ、基盤業者様の大幅な手戻りも考えらるため、プロジェクトの安定化のためには、アプリケーションの仕様書が確定した段階での検証が必要と考えます。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	<p>サンプルプログラムではビジネスルールも使用しています。その旨を仕様書に明示します。</p> <p>調達済みの基盤機能上で稼働することを前提としております。プロジェクト安定化のための適切なご提案をお願いします。</p>
2	全般	-	-	-		<p>【統合調整について】 アプリケーション設計開発事業者が4つに分割された事に伴い、ステークホルダーの数が増大し、プロジェクト全体の安定的な推進／統合管理という面ではリスクは増えていると考えます。</p> <p>分割の結果として増大したリスクについて、子細に分析を行い、十分なリスクヘッジ策を策定(特に、事業者間の役割分担等の見直しを含む)した上で、調達を進めることを提言致します。</p> <p>別々の拠点で開発する事業者間のコミュニケーションについて相応の調整工数・期間が必要となります。各事業者が共有すべき事項は何でいつまでに調整完了すべきかの統合スケジュールとクリティカルパスの作成をして頂き、実現性のある開発期間であるかを検証して頂き、仕様書に反映頂くようお願いいたします。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	<p>本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。</p> <p>なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。</p>
3	全般	-	-	-		<p>【基盤に係る支援】 アプリケーション業者が複数に分割されることから、現在の調達仕様書の記載に示される様な“支援”ではなく、アプリケーションレベルのシステム方式設計やコーディング規約/設計標準(様式等)の制定等、全てのアプリケーション事業者が統一的に遵守すべき事項について、その作業分担については事業者間の作業統一の観点から、全て基盤業者の役務(責任)とするやり方が考えられます。</p> <p>なお、各事業者の工数見積もりの前提にプレを発生させないためには、上記に係る成果物が調達に先だって策定する方が望ましいと思われれます。</p> <p>また、イメージワークフロー／ルールエンジン等、国内採用実績の少ない製品群については、国内に流通する情報が非常に少ないため、効果的／効率的な設計を行う上で必要な設計ガイド等のドキュメントを整備／提供いただくことが必須であると考えます。</p> <p>なお、基盤機能に係る基本設計書を閲覧させて頂きましたが、上記製品に関する研修案内等の記載が有るのみで、現時点ではアプリケーション業者からの視点で十分な情報提供がされるとは判断できませんでした。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	<p>本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。</p> <p>なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。</p> <p>アプリケーション設計・開発事業者が設計・開発を実施するにあたり、基盤導入事業者が作成した各種設計成果物の情報を必要とする場合は、アプリケーション設計・開発事業者からの依頼に応じて、それらの情報の開示および説明等を実施する用意があります。説明等の内容及び回数については、関係者間で調整します。</p>
4	全般	-	-	-		<p>【仕様の変更について】 全般的に前回(平成24年8月)に公示された調達仕様書と比較して、アプリケーションに係る仕様は削減されていると認識しております。</p> <p>開発期間の関係から削減されたものと推察されますが、最終的にシステムへ求める要件については、予め明確化された方が、将来の機能追加に向けた拡張性／保守性の要件がより明確化されると考えます。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	<p>削減した機能を将来的に開発するかは現時点で未定です。仕様書記載の拡張性要件、保守要件に記載の内容を満たすように開発をお願いします。</p>

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
5	全般	-	-	-	-	本調達では開発対象外になっていますが、毎年5月頃に行われている「被扶養者調書」は業務上必要な処理と認識しています。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	見直しを行い「1.11.1 証更新・被扶養者調書」を追加します。
6	本文	2-9	2.5	2.5 (1)	「別紙1 業務フロー一覧」及び「別紙14 情報系要件」に示した業務・機能要件に関して、各アプリ事業者の委託範囲を「表2-3」に示す。	「7.情報提供」は保健事業アプリ事業者の委託範囲とすることが望ましいと考えます。 適用・徴収・現金給付等アプリ事業者の委託範囲となっていますが、業務フローID 7.1.1 で記述された情報提供サービスの大半が保健事業にかかわることから、保健事業アプリ事業者の委託範囲とすることが望ましいと考えます。	情報提供は加入者などに対し照会、申し込みを行うシステムであり、保険事業におけるモバイル対応機能も同様と考えます。このため保険事業アプリ事業者が担当することで、一貫した設計開発が可能であり、ユーザビリティの確保と開発効率の向上が図れるため。	情報提供利用者の管理は、資格情報に基づいて行うため適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発事業者が開発することとしており、仕様書に記載のとおりです。なお、情報提供コンテンツの作成及び登録は、各アプリケーション設計・開発事業者にて構築することとしています。
7	本文	2-9	2	2.5 (1)	協会システム全体としてのデータの整合性に配慮すること。	多数の受託者が共同でデータベースを設計・構築する場合、データベース全体の設計(技術的/業務的な観点からの整合性確認を含む)を統合的に推進する役割が必ず必要となると考え、ワーキンググループ主体による設計体制の運営は馴染まないと考えます。 データベースの設計構築にあたり全体を見据えた推進・管理の役割について、その役割、責任範囲、及び作業内容(設計方針の策定、データディクショナリの一元管理、整合性確認 等)を明確にして頂きますようお願い申し上げます。	品質を確保したデータベース設計を推進するため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。データベースの論理設計に関しても、2.5 (1)に示す委託範囲に関して実施していただき、成果物もその範囲に関してのみ作成いただけます。システム全体を跨った成果物は求めておりません 事業者を跨って調整が必要な事項は、「統合調整ワーキンググループ」で調整します。
8	本文	2-10	2	2.5 (1) 表2-4	第一データセンター 基幹系DB 統合DB(24H365@DC1)	統合DB(24H365@DC1)への更新処理は、適徴給・レセ・保健事業の3つのアプリ事業者が個々に担当する役割分担となっていますが、各アプリ事業者は統合DB(基幹系@DC1)までの更新とし、後続DBへの反映処理は基盤導入事業者が担当する前提で考えてよろしいでしょうか？	生産性・品質・保守性の向上	各アプリケーション事業者の担当になります。なお、情報提供コンテンツの更新処理について「別紙1」に明記します。
9	本文	2-12	2	2.5 (2)	アプリケーションの設計作業等、他事業者の設計内容と整合性を持たせる必要がある部分に関しては、協会が成果物のレビューと整合性確認を実施する。	「整合性を確認する」との記載がございますが、現在の仕様書では成果物の完成後に整合性を確認するプロセスとなっていると理解しております。 システム全体の開発規模を考慮しますと、このようなプロセスをとった場合、膨大な成果物の整合性確認に多大な工数が必要となるばかりでなく、品質確保上のリスクも高いと考えます(多大な手戻りが発生し、プロジェクト全体が遅延する等)。 そのため、受託者間に跨る成果物については、予め成果物の整合性を図るべき観点、作業プロセス等を実施要領等で詳細に策定し、その作業プロセスに従った作業が実施されていることの確認を担保する方法を採用した方が、効率的かつ安定的なプロジェクト運営に寄与すると思えます。 各成果物について、予め整合性確認に伴う実施要領等の策定に係るタスク、及びその主幹(責任)を明確にして頂きますようお願い申し上げます。	成果物の品質保証を確実なものとするため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。また、各事業者間で調整が必要な事項については、作業着手前に目的、範囲、スケジュール、設計文書等への反映等に関する調整方法を調達仕様書に記載します。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
10	本文	2-12	2	2.5 (2)	(2)他事業者との協力について 「また、システムテスト等複数の受託者が協力して実施する必要がある作業に関しては、関係者でワーキンググループを組織し、そのワーキンググループで相談、調整を行う等、関係者で協力して実施すること。」	各種テスト実施の際など、ワーキンググループにて意思決定を行う場面が多数発生すると想定されます。つきましては、実務担当者の定義をはじめ、担う役割などワーキンググループの詳細について明示願います。	プロジェクトの円滑な推進のため	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
11	本文	2-12	2	2.5 (2)	システムテスト等、複数の受託者が協力して実施する必要がある作業に関しては、関係者でワーキンググループを組織し、そのワーキンググループで相談、調整を行う等、関係者で協力して実施すること。	本項前段に「アプリケーションの設計作業等、他事業者の設計内容と整合性を果たせる必要がある部分に関しては、協会が成果物のレビューと整合性確認を実施する。」とあります。複数の受託者が協力して実施するシステムテスト等についても同様に貴協会が成果物のレビューと整合性確認を実施するものと認識してよいでしょうか。	複数の受託者が協力して実施するシステムテスト等についての成果物のレビューと整合性確認についての記載がないため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
12	本文	2-13	2	2.6.1	全体のスケジュール概要を「図2-4」に示す。	本プロジェクトは、多数のステークホルダーが相互に密なコミュニケーションを取りながら、スケジュール／成果物ともに同期を取ってプロジェクトを遂行する必要があると認識しております。 そのため、各種成果物ベースで関係者間の調整／授受に関するマイルストーン／依存関係等を明確化頂き、クリティカルパスを明示したマスタースケジュールの策定が必須であると考えます。 工数を正確に見積もるためには、クリティカルパスを明示したマスタースケジュールが最も重要なインプットとなりますので、予め調達仕様書に記載頂けずようお願い申し上げます。	工数算出にあたっては、スケジュール制約の明確化が必要と考えるため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。システムテスト以降は各事業者が同期をとって実施する必要があり、マスタースケジュール上にマイルストーンを破線で示しています。
13	本文	2-13	2.6.1	2.6.1 図2-4	(図2-4内) 移行計画・設計期間 H25.9～ H25.11	本調達におけるデータ移行は、対象テーブル数、データ件数が多く、関連するステークホルダーも多岐にわたるため、早期の計画立案が必要と考えます。現在のスケジュールでは計画策定および設計を3カ月で実施となっておりますが、確実な移行実施のためには、設計の前に十分な計画立案フェーズを設け、ステークホルダーと共通認識を持つことが重要と考えます。そのため、H25.7～H25.8を移行計画策定フェーズとして定義し、その後移行設計以降を継続するというスケジュール感が必要と考えております。 これを主体的に実施するために、データ移行については別調達とするようお願いいたします。	調達の分類により発生する各アプリ事業者との調整を踏まえた実行可能な移行作業計画を立案するため。	論理データ設計を実施した事業者がデータ移行を実施することが最も効率的と考えており、アプリ事業者にデータ移行業務を実施頂くこととしています。
14	本文	2-13	2.6.1	2.6.1 図2-4	全体スケジュール	各アプリケーション事業者が開発した機能を跨ぐ業務領域横断テストは、結合テスト(前半)、結合テスト(後半)、システムテストのどのタイミングで実施する想定でしょうか。	妥当なスケジュール期間確保のため	システムテストを想定しています。
15	本文	2-13	2.6.2	2.6.2	データ移行に関しては、現行システムからのデータ抽出を現行システム事業者あるいはそれに代わる者(以下、現行システム事業者等と呼ぶ。)が実施する	移行データの仕様は、現行システム事業者等とアプリ事業者のいずれが決定する想定でしょうか。現行システム事業者等が仕様を決める場合には、データ抽出作業に係るドキュメント類のご提示をお願いします。	データ抽出にかかる役割分担を明らかにするため。また、現行システム事業者等が仕様を決める場合に情報連携されることを明らかにするため。	移行データの仕様は、アプリ事業者が決定する想定です。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
16	本文	2-13	2	2.6.2(1)	(1)前提 「開発・単体テスト環境」については、調達済みの環境と同じものを受託者の責任において必要分用意し、設計・開発にて使用すること。	OCR装置や帳票印刷に使用するプリンタ等を含めた「開発・単体テスト環境」を貸与して頂くようお願いいたします。また使用にあたってのガイドラインや利用手順書等の開発規準の提示をお願いいたします。	各調達のアプリ事業者で個別に「開発・単体テスト環境」を用意する費用を集約し、4調達全体での開発費用削減を図るため。	OCR、プリンター等の製品仕様に係る基礎情報を本公示時に開示します。支部に導入される機器は、概ねこの基礎情報を基に別途調達されます。そのため、運用監視センターに導入済みのOCR等とは機種が異なる可能性があります。当該機器の貸与は可とし、当該機器に関するマニュアル等は、基盤導入事業者より提示します。ただし、開発・単体テスト環境についての利用ガイドラインや開発基準の提示は、想定していません。
17	本文	2-13	2	2.6.2(1)	移行作業においてその他基盤環境の使用を希望する場合、以下の方針に従うこと。 ・協会の基盤を利用する場合には、ハードウェア/ソフトウェアの追加、変更は行わないこと。	データ移行作業に必要なディスク容量は十分に確保できるよう考慮している前提で問題ないでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	DB領域、移行領域として、各々想定するCSVサイズ以上のディスク領域を用意しています。
18	本文	2-14	2	2.6.2(1)	「前提とする基盤に含まれていないソフトウェアを追加で提案する場合は、以下を示したうえで、納入物品として提示すること。」	左記の場合、追加される製品等は別途有償化の対象との理解で相違ないでしょうか。	仕様明確化のため	お見込のとおりです。仕様書「13.8 入札価格の算定にあたって留意すべき事項」に記載のとおりです。
19	本文	2-14	2	2.6.2(1)	結合テスト以降におけるテストの実施、ソースコード及びモジュールのバージョン管理等については、基盤導入事業者が「開発関連環境」として構築する「リリース管理」、「ビルド環境」、「結合テスト環境」の各サーバー機能の使用を前提とし、ビルド作業、リリース管理作業あるいはテスト作業を適切に行うこと。	結合テスト以降、開発関連環境を利用する旨の記載がございますが、外部からインターネット等による接続は可能でしょうか。 専用のVPNルータ等、接続にあたって必要な機器が有れば明示頂けますようお願い申し上げます。 なお、結合テスト環境における結合テストの実施も同様です。仮に外部からの接続が許可されない場合、十分な作業スペースが協会様にて確保されると考えて宜しいでしょうか。	購入すべき製品の明確化のため。	回線及びネットワーク機器（Firewall、ルーター、TA等）を用意し、設置・設定いただければ、外部からのネットワーク接続は可能です。機器設置及び回線使用のスケジュール、回線仕様、機器台数等を提案書に明記してください。また、専用線ではなく、インターネット経由の場合は、VPN機能等、通信内容の漏えいを防止する対策を講じてください。なお、上記記載に係る費用については、受託者の負担となります。
20	本文	2-14	2	2.6.2(1)	(1)前提 表2-5「受託者がライセンスを準備すべきツール一覧」	・アプリケーション開発における構成管理・変更管理・作業管理統合ツール ・ビルドツール ・ライフサイクルにおける品質管理 ・セキュリティテスト支援ツール ・機能テスト及び回帰テストの自動化ツール ・パフォーマンス・負荷テスト自動化ツール 上記ソフトウェアの指定及びライセンス購入が貴協会より指定されております。 本調達においてこれら製品を使用した設計・開発標準およびテスト実施手順について基盤導入事業者及び工程管理業者にて策定頂き、使用方法、運用方法等のレクチャー、及び使用中のサポートをお願いいたします。	各調達のアプリ事業者で個別に設計・開発する費用を集約し、4調達全体での開発費用（テスト工数、品質管理工数）削減を図るため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 基盤導入事業者の技術的な支援や環境構築に関する支援が必要な場合、また、基盤に係る製品について情報提供等の支援が必要な場合、アプリケーション設計・開発事業者から提示された具体的な支援依頼事項について、協会は基盤導入事業者と対応を協議し、調整します。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
21	本文	2-15	2	2.6.2 (2)	(2)基盤に係る支援に関して「ア～エ」	各種支援内容に関する支援範囲(問い合わせ窓口の設定、問い合わせ時間、打ち合わせへの参加、必要情報の抽出・整理 等)について明示願います。	プロジェクトの円滑な推進のため	アプリケーション設計・開発事業者からの質問・照会事項は、所定の管理手続きに則り、連絡票等により回答します。説明等の内容及び回数については、関係者間で調整します。また、基盤導入事業者の技術的な支援や環境構築に関する支援が必要な場合は、アプリケーション設計・開発事業者から提示された具体的な支援依頼事項について、協会は基盤導入事業者と対応を協議し、調整します。
22	本文	2-15	2	2.6.2 (3)	また、作成した業務実施計画書を工程管理等支援事業者に提示し、工程管理等支援事業者による全体の整合性確認、プロジェクト実施計画書(全体に係るスコープ、マスタースケジュール、主要マイルストーン等)の改訂に協力すること。	工程支援業者様作成の全体プロジェクト実施計画書について、本公示の際には閲覧資料として開示頂けますようお願い申し上げます。	成果物のレベルを確認するため。	工程管理等支援事業者が作成したプロジェクト実施計画書の資料について、本公示後に閲覧の対象とします。
23	本文	2-16	2.6.2	(4)イ	受託範囲に関してシステム方式設計を行うこと。	適徴給・レセ・保健事業・情報系の各事業者がそれぞれの受託範囲でシステム方式設計し、全体共通化できるものは基盤導入事業者が事業者間の各種調整を主導する中で全体方式設計として取り纏めて頂けるものと理解してよいでしょうか？	生産性・品質・保守性の向上	現時点では、全体共通化できるものは、基盤導入事業者にて設計済みと考えています。基盤導入事業者が設計したシステム方式を前提として、各受託範囲に固有の部分の設計を行っていただきます。
24	本文	2-15 2-16	2.6.2	(4)イウ	(4)基本設計 イ システム方式設計 受託範囲に関してシステム方式設計を行うこと。 ウ 機能設計 設計する機能等は、基盤導入事業者が作成したシステム方式設計書に基づくこと。	イ システム方式設計 基盤導入事業者が受託範囲に関してシステム方式設計を行うこと。 ウ 機能設計 設計する機能等は、基盤導入事業者が作成したシステム方式設計書に基づくこと。 記述に矛盾があるように見受けられます。イの「システム方式設計」とウの「システム方式設計書」の内容が異なるのであれば、その区別がつく文言に修正をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	ご指摘の通り、基盤事業者が作成するシステム方式設計とアプリ事業者が作成するシステム方式設計は別のものであるため、区別できるよう仕様書を修正します。
25	本文	2-16	2.6.2	2.6.2 (4)ウ	また、3.1.2.(4)に基づく、傷病名のコード化に伴う変換率の達成のために適切な場合には既存の実績のある仕組み等を採用すること。ならびに、求める変換率を達成するために必要となるチューニング等を実施すること。	「求める変換率」との記載がございませぬが、具体的な変換率について記載がございませぬ。 想定される変換率目標、又は想定される製品等について、明確にして頂けますようお願い申し上げます。	実績の有る仕組みの選定にあたり、所定の変換率を達成していることを確認するため。	現金給付の業務領域においては、具体的な変換率は求めていません。 仕様書の記述を下記のとおり修正します。 また、3.1.2.(4)に基づく、傷病名のコード化に伴う変換率の向上のために適切かつ実績のある仕組み等を採用すること。 なお、特に想定している製品はありません。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
26	本文	2-16	2.6.2	2.6.2 (4) エ	(4)基本設計 エ データ設計 「基盤導入事業者の協力を得て、受託範囲に関して統合データベースの論理設計(テーブル設計、索引設計及びER図、CRUD図の作成等)を行うこと。作成した設計及びアプリケーションで使用するデータベース・オブジェクトのDDLを基盤導入事業者に提示し、基盤機能との整合性等の確認を得ること。また、範囲に関してデータデータディクショナリ、コード設計を実施すること。」	効率的なプロジェクト推進のためには4分割された調達および協会システムを跨った情報システムに係る全体設計・開発を担う事業者の調達を(専任チームの設立を)お願いいたします。 当該事業者(専任チーム)はシステム方式設計、データ設計、テスト、データ移行などにおいて共通とすべき設計・開発に係る基準や開発ガイドラインを定める必要があります。定めるあたって各事業者との調整や、各事業者が定めた内容に基づいてプロジェクトを進めていることの確認、調整等の統合したマネジメントが必要です。また統合データベースのように貴協会システム全体の整合性など調査検討のうえ基本設計・構築などを行う必要のある作業についてはその役割を担う必要があると考えます。	各アプリ事業者、基盤導入事業者間の調整は非常に困難であり、役割を明確にした事業者を調達する(専任チームを設立すること)で事業者間にまたがる仕様検討、調整、決定のスピード化が可能と考えているため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
27	本文	2-16	2.6.2	2.6.2 (4) エ	基盤導入事業者の協力を得て、受託範囲に関して統合データベースの論理設計(テーブル設計、索引設計及びER図、CRUD図の作成等)を行うこと。作成した設計及びアプリケーションで使用するデータベース・オブジェクトのDDLを基盤導入事業者に提示し、基盤機能との整合性等の確認を得ること。 また、受託範囲に関してデータディクショナリ設計、コード設計を実施すること。	各アプリケーション事業者が設計した内容の整合性の確認、及び、業務領域横断的な成果物(ER図等)の取り纏めの担当は貴会及びワーキンググループ事務局という認識でよいでしょうか。	役割分担、および見積もり条件の明確化のため	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
28	本文	2-16	2.6.2	2.6.2 (4) オ	受託範囲に関して処理ログ、エラーログ、アクセスログ等の運用関連ログの仕様及び一覧を作成すること。また、作成した内容を基盤導入事業者に提示し、基盤導入事業者によるシステム全体の運用関連データ設計に協力すること。	運用関連データのシステム全体での統一性の確認は基盤導入事業者が行う認識でよいでしょうか。	役割分担、および見積もり条件の明確化のため	お見込みのとおりです。
29	本文	2-16	2.6.2	2.6.2 (4) カ	基盤導入事業者の協力を得て、イメージワークフロー及びビジネスルール管理の具体的な適用方針及び適用範囲を検討のうえ設計・開発標準の一部として文書化し、協会と協議のうえ決定すること。	イメージワークフローの適用範囲は、システム機能一覧、および画面一覧の制約・特記事項欄に「IWF対象」と記載しているものと理解していますが認識はあっているでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	お見込みのとおりです。
30	本文	2-16	2.6.2	2.6.2 (4) カ	基盤導入事業者の協力を得て、イメージワークフロー及びビジネスルール管理の具体的な適用方針及び適用範囲を検討のうえ設計・開発標準の一部として文書化し、協会と協議のうえ決定すること。	ビジネスルール管理の適用範囲はエンティティ一覧P4のエンティティグループ名欄に「ビジネスルール等」と記載のある以下の4ルールと理解していますが認識はあっているでしょうか。 ・保健指導対象者抽出条件 ・レセプト点検ルール ・債権勧奨ルール ・委託費算定ルール	見積もり条件の明確化のため	適用・徴収・現金給付等業務のルール全般をビジネスルールエンジンの適用領域とします。 エンティティ一覧にある「ビジネスルール等」は、ビジネスルールの適用範囲を示しているものではありません。 具体的な適用対象は、協会と協議し、基本設計において検討することとします。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
31	本文	2-18	2	2.6.2(7)エ	基盤導入事業者及び各アプリ事業者が作成した結合テスト仕様書を受け、全体の整合性を確認するとともに、必要な調整、修正を行うこと。	「全体の整合性を確認するとともに」と記載がございますが、全体の整合性に対する確認の責任は、協会様に有ると考えます。 各受託者は、その受託範囲でのみしか責任を負う事ができないため、作業範囲に合わせて作業内容について見直し頂けますようお願い申し上げます。	作業条件の明確化のため。	全体の整合性ではなく、他事業者との関連するテストを実施する場合に該当テスト仕様について整合性を確認いただくことを想定しています。仕様書を修正いたします。
32	本文	2-18	2	2.6.2(7)(8)	(7)結合テスト (8)システムテスト	結合テスト、システムテスト環境で、各アプリ事業者での同時並行で実施ができる環境となっていると理解しております。 同時並行で利用可能な場合、システム日付・データ断面とかの同期といったテスト環境については他の調達を気にすることなく、進められる環境として用意頂きますようお願いいたします。	工程期間の妥当性判断およびアプリ事業者の作業範囲の明確化による適正な作業量を見積もるため。	結合テスト、システムテスト環境の利用については、ワーキンググループで相談、調整を行う想定です。
33	本文	2-19	2	2.6.2(9)	(9)受入れ・運用テストの支援	受入・運用テストの実施に際してテストデータの準備、テスト結果確認等の作業支援範囲を明確化をお願いします。 DB(データベース)のバックアップ、テストデータのDBへの登録、テストの実施、テスト結果の証跡取得は、全体を見据えた協会内の専任チームが主体となり、アプリケーション運用・保守事業者、基盤運用事業者、基盤等保守事業者が協力して実施することを想定しています。	工程期間の妥当性判断およびアプリ事業者の作業範囲の明確化による適正な作業量を見積もるため。	アプリ事業者の受託範囲は、テストデータ準備の支援、テスト実施の支援、テスト証跡取得の支援を想定しています。
34	本文	2-20	2	2.6.2(10)エ	現行システム事業者等が抽出した現行システムの移行対象データについて、受託範囲に関して、データベース実内容調査・不備データ調査、外字利用調査等を行い、データ移行設計に適切に反映させること。	移行データの加工をアプリ事業者が担当する場合、現行データの調査で不備が見つかった場合は、現行システム事業者が現行システムに対して修正する認識でよいでしょうか？	役割分担、および見積もり条件の明確化のため	原則、データの修正は、データ移行用に抽出されたデータに対して、アプリ事業者が実施することとなります。
35	本文	2-20	2	2.6.2(10)エ	現行システム事業者等が抽出した現行システムの移行対象データについて、受託範囲に関して、データベース実内容調査・不備データ調査、外字利用調査等を行い、データ移行設計に適切に反映させること。	外字の利用調査の結果、データ移行時に外字を代替文字やイメージ等へ変換する必要が判明した場合、外字を変換する仕組み(変換プログラム等)は、基盤導入事業者から提供されという認識でよいでしょうか。	役割分担、および見積もり条件の明確化のため。	現行システム事業者等が文字コードの変換を実施します。
36	本文	2-20	2	2.6.2(10)エ	エ 移行データ調査 現行システム事業者等が抽出した現行システムの移行対象データについて、受託範囲に関して、データベース実内容調査・不備データ調査、外字利用調査等を行い、データ移行設計に適切に反映させること。	外字利用調査の目的が記載されておりません。当該調達範囲では、外字同定作業等は役務ではないと認識しておりますが、移行時における外字利用調査がどのような成果物に関連するのか等、調査の目的の明記をお願いいたします。	データ移行が別調達とならない場合に、データ移行関連作業範囲の明確化による適正な作業量を見積もるため。	調査目的は、移行対象データに想定していない外字が存在していないかを確認するためです。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
37	本文	2-20	2	2.6.2(10) エ	エ 移行データ調査 現行システム事業者等が抽出した 現行システムの移行対象データに ついて、受託範囲に関して、データ ベース実内容調査・不備データ調 査、外字利用調査等を行い、データ 移行設計に適切に反映させること。	現行データの調査につきまして、調査に必要な環境(HW/SW/現行データの格納含む)は、協会にてご準備いただけるのでしょうか。調査作業の工数に影響するため、調査環境の前提、利用可能時期等につきましても明記をお願いいたします。	データ移行が別調達とならない場合に、データ移行関連作業範囲の明確化による適正な作業量を見積もるため。	調達済みのアカウントリテリシステム環境を現行データ調査環境として使用可能です。不足と思われる場合には、協会にご相談ください。
38	本文	2-21	2	2.6.2(10) ク(ア)	ク 移行テスト仕様作成 (ア) 業務移行及びデータ移行につ いて 移行テスト計画に基づき、基盤導入 事業者の協力を得て、受託範囲に 関して業務移行及びデータ移行に 関するテスト仕様を作成すること。ま た、ユーザーID、グループ、マスター 等の整備等初期稼働に必要な設定 を行うこと。	「ユーザーID、グループ」については、6-2ページにおいて『ユーザー及びグループの管理、URL レベルでの利用可否は基盤機能で制御される。アプリケーション内部の詳細な権限の制御はアプリケーションにおいて実現すること。』とあり、アプリケーションでは、ユーザーID、グループの管理はしないものと理解しております。	データ移行が別調達とならない場合に、データ移行関連作業範囲の明確化による適正な作業量を見積もるため。	お見込みのとおりです。 仕様書の記述を修正します。
39	本文	2-22	2	2.6.2(10) ケ(ウ)	基盤導入事業者による受託者を 跨ったシステム全体の移行テストの 実施に協力し、適正な結果について 合意すること。	「適正な結果について合意」の「適正」が何を指すかが不明です。 「テスト結果が適正であることを確認し、合意すること」という意味でしょうか。	アプリ事業者の合意対象を明らかにするため。	お見込みのとおりです。
40	本文	2-22	2	2.6.2(10) コ	コ 移行リハーサル 基盤導入事業者による移行リハー サルの実施に協力すること。	左記本文の記載および、別紙17の関係他者との役割分担において、移行リハーサルの主担当は基盤導入事業者となっております。データ移行に係るリハーサルは「移行テスト」という位置づけになっていると推察しますが、左記に記載されている移行リハーサルは、「システム移行リハーサル」という位置づけになるのでしょうか。移行リハーサルの作業概要、範囲の明記をお願いいたします。	データ移行が別調達とならない場合に、データ移行関連作業範囲の明確化による適正な作業量を見積もるため。	本番移行のリハーサルという位置付けですので、移行全体としています。
41	本文	2-22	2	2.6.2(10) サ	サ 移行用データの準備 現行システム事業者等が抽出した 現行システムの移行対象データを 変換し、新システムロード用データ を作成すること。	現行システム事業者からの移行データの提供形式(ファイル形式、提供媒体等)につきまして明記をお願いいたします。なお、ファイル形式については、特定の製品仕様に依存しないようにするため、exportファイル等のDBMS独自形式ではなく、CSV等のテキストファイルであると想定しております。	データ移行が別調達とならない場合に、データ移行	お見込みのとおりです。 「9.1.3 データ移行要件」の中に明記します。
42	本文	2-23	2	2.6.2 (12) イ	イ アプリケーション運用・保守事業 者への引継 受託範囲に関して、アプリケーシ ョン運用・保守事業者へアプリケー ション保守関連の引継を行い、引継 いだ内容についてアプリケーション 運用・保守事業者の合意を得ること。	アプリケーション運用・保守事業者への引継、及び内容への合意に係る記載がございますが、アプリケーション運用・保守事業者の調達単位について記載を明確にして頂きますようお願い申し上げます。 仮にアプリケーション運用・保守事業者が1社となる場合、引き継ぎ時に各アプリケーション業者間の成果物に、不整合又は不統一が発見された場合の取り扱いについて明確にして頂きますようお願い申し上げます。 (アプリケーション運用・保守事業者が1社となる場合、成果物の不整合/不統一は効率的な運用・保守の妨げになると考えます)	工数算出にあたっての前提の明確化のため。	現時点ではアプリケーション設計・開発・データ移行事業者の調達単位に合わせて、アプリケーション保守・運用事業者を調達する想定です。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
43	本文	2-23	2	2.6.2(12) エ	「エ 運用事業者への引継 受託範囲に関して、アプリケーション運用・保守事業者及び基盤運用事業者へ運用関連の引継を行うこと。」	各運用事業者への引継ぎに際して、基盤導入事業者からの引継ぎも発生すると想定されます。基盤導入事業者との分担含め、引継にかかる仕様の詳細を明示願います。	仕様明確化のため	受託範囲に関して作成いただいた成果物をアプリケーション運用・保守事業者及び基盤運用事業者へ引継ぐこととなります。
44	本文	2-24	2	2.6.2(15) ア	ア 設計標準の作成 受託範囲におけるシステム開発を行ううえで必要となる基本設計及び詳細設計に関する標準を作成すること。	設計標準は基盤導入事業者、または、ワーキンググループ事務局が主担当として実施するのが望ましいと考えます。	生産性・品質・保守性の向上 (適徴給・レセ・保健事業・情報系の各アプリケーション事業者が受託範囲内に応じて標準を作成すると、刷新システム全体では標準化されないため、品質・生産性・保守性が落ちると思われます)	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
45	本文	2-24	2	2.6.2(15) イ	イ 開発標準の作成 一定の品質レベルの確保、円滑な製造工程の実施を確保するため、基盤導入事業者の協力を得て、アプリケーション開発工程で必要となる標準類を定義すること。	同上	同上	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
46	本文	2-25	2	2.6.2(16) ア	(16)法3-2関連 ア 委託作業内容 適用・徴収・現金給付等アプリ事業者で設計・開発を行う業務アプリケーションにおいても、以下のシステムについては、法3-2 関連の機能及びデータを対象に含めること。 ・債権管理 ・インターフェース ・情報照会 ・情報提供	法3-2の支援作業に含めるべき委託作業内容として、機能及びデータをアプリ事業者が対象に含めることは困難であると考えます。 法3-2の詳細な仕様等が不明確であり、それに影響する機能を含めることは工数の増加につながると考えます。 法3-2関連の機能について詳細要件(システム機能一覧等)明示をお願いします。	アプリ事業者に対するコスト増加(リスク)となる要素を排除し、適正な作業量を見積もるため。	「別紙2 システム機能一覧」に、法3-2に関して必要となる機能を明示しておりますので、参照ください。
47	本文	2-26	2	2.6.2 (17) ア	基盤導入事業者が「9.1.2 システム移行要件 - (6) アカウンタビリティシステムの構築」に示すアカウンタビリティシステムに必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の導入、設置を行う。 基盤導入事業者が設置・導入したアカウンタビリティシステム環境に、受託範囲に関して本システムにロードしたデータを保管し、SQL アクセスが可能な環境を整備すること。	各アプリ事業者の担当範囲としては、新システムへ最終的に移行したデータをアカウンタビリティシステム上のデータベースにロードするのみとの認識でよろしいでしょうか。 基盤導入事業者との作業分担について、具体的にご教示願います。	役割分担、および見積もり条件の明確化のため	お見込みのとおりです。 データベースの構築は基盤導入事業者の役割としております。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
48	本文	2-26	2	2.6.2 (17) ア	(17) アカウンタビリティシステム 「基盤導入事業者が設置・導入した アカウンタビリティシステム環境に、 受託範囲に関して本システムにロード したデータを保管し、SQLアクセスが 可能な環境を整備すること。」	左記対応を実施するにあたっての詳細な要求要件などは明示され、且つ当該 内容に関する質問等は適宜実施可能との理解で相違ないでしょうか。	仕様明確化のため	お見込みのとおりです。
49	本文	2-26	2	2.6.2 (17) イ	アカウンタビリティシステムの操作 手順を作成し、アプリケーション運 用事業者へ引継ぎを実施すること。	アカウンタビリティシステムの構築に関しては、複数事業者が作業を分担しま すが、アプリケーション運用事業者への引継ぎに関しては、各アプリケーション事 業者が構築を担当した部分をそれぞれ行う認識でよろしいでしょうか。 各事業者の作業分担について、具体的にご教示願います。	役割分担、および見積もり条件の明確化のため	アカウンタビリティシステムの操作手順を作 成した範囲にもとづき、各アプリケーション 設計・開発事業者よりアプリケーション運用事 業者へ引継ぎを実施することとなります。
50	本文	2-26	2	2.6.2 (17) イ	(17) アカウンタビリティシステム イ アカウンタビリティシステム操作 手順の作成及びアプリケーション運 用事業者への引継ぎ アカウンタビリティシステムの操作 手順を作成し、アプリケーション運 用事業者へ引継ぎを実施すること。	アカウンタビリティシステムは、基盤導入事業者が導入したDB参照SWを介して SQLでデータを参照するシステムと認識しています。そのため、当該システムの 操作手順は、DB参照SWの操作手順が中心であり、業務固有の要件は存在せ ず、各アプリ事業者が個別に作成するものではないと考えております。以上のこ とより、当該システムの操作手順はSWを導入した基盤導入事業者が主担当とし て一元的に作成し、各アプリ事業者が協力(移行したテーブル名等の情報提供) という形にすることで、不要なコストを抑制し、効率化を図ることができると考え ます。	各アプリ事業者の設計を把握されている基盤導 入事業者及び工程管理業者が主体的に各社の 仕様調整・整合性をとることで、各アプリ事業者 の手戻りをなくし効率的に作業を進めることが可 能と考えるため。 また各調達のアプリ事業者で個別に設計・開発 する費用を集約し、4調達全体での開発費用(テ スト工数、品質管理工数)削減を図るため。 加えてアプリケーション保守の調達を見据えた場 合に、開発・単体テスト環境が4調達で異なるこ とは保守の調達を一調達で行う場合に保守性を 低下させることとなり、保守コストの増加へとつな がるため。	基盤導入事業者が作成する操作手順書以外 に、各アプリ事業者に固有の操作等が必要 な場合には、当該部分の操作手順書を作成 してください。
51	本文	2-26	2.6.2	2.6.2 (18) ア	協会から差し替えデータを提示する ので、移行データの債権基本情報 (債務者氏名、債務者住所等)を更 新すること。(対象人数不明)	対象人数が不明だと見積もりが困難なので想定人数を開示して頂けないでし ょうか。	見積もり条件の明確化のため	仕様書に記載いたします。
52	本文	2-25	2.6.2	2.6.2 (18) ア	(18)紙媒体等にて管理されているシ ステム化対象データの移行 「協会から債権取消対象を提示す るので、移行した当該債権情報を 「取消」の状態が認識できる形で保 存すること。(約5,000件) ・協会から差し替えデータを提示す るので、移行データの債権基本情 報(債務者氏名、債務者住所等)を 更新すること。(対象人数不明)」	左記対応を実施するにあたって、元となる債権情報(債権基本情報)自体は全 てデータ管理されており、それらへの更新対応の実施という理解で相違ないで しょうか。 また、今回差し替え対象となる債権基本情報に関しては、対象人数不明と記 載されておりますが、移行期間を考慮し、システム化対象となるデータを一部年 数分に限定する等のご提案は可能でしょうか。	仕様明確化のため	債権基本情報についてはお見込みのとおり です。 対象人数については仕様書に記載いたしま す。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
53	本文	2-26	2.6.2	2.6.2(18)ア	(18) 紙媒体等にて管理されているシステム化対象データの移行 ア債権情報の移行 協会から差し替えデータを提示するので、移行データの債権基本情報(債務者氏名、債務者住所等)を更新すること。(対象人数不明)	紙媒体等で管理されている移行対象データの内、債権基本情報の更新対象のみ、想定対象件数が記載されておりません。一部の支部等、現在把握しているレベルでの想定件数の明記をお願いいたします。	データ移行が別調達とならない場合に、データ移行関連作業範囲の明確化による適正な作業量を見積もるため。	仕様書に記載いたします。
54	本文	3-1	3	3.1.2(1)	設計を進める上で、システム機能の統合、共通化の検討を実施するとともに、ポータル機能、処理メニュー、各種設定の管理機能、ログ機能及びマスターメンテナンス機能等、アプリケーションの実装に伴って必要となるシステム機能についてもあわせて検討を行い、業務要件を実現するために必要なシステム機能を開発すること。	処理メニュー、各種設定の管理機能、ログ機能、マスターメンテナンス機能のうち、共通化できるものは、適徴給・レセ・保健事業・情報系の各領域毎にばらばらに設計・開発するよりは、基盤導入事業者が主担当となって設計・開発した方が生産性・品質・保守性の観点から望ましいと考えます。	生産性・品質・保守性の向上	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
55	本文	3-1	3	3.1.2(3)	3.1.2(3)ビジネスルールエンジン活用の促進 「表3-1」に示す効果を最大限に享受することを目的とし、申請内容 チェックルール、資格取得審査ルール、給付審査ルール、給付金計算ルール等、業務上のルール全般をビジネスルールエンジンの適用領域とする。」	ビジネスルールエンジンの活用の際に、現在適用領域ごとに想定されている単語・ルール定義数を明示願います。 また、ルール定義等に関しては、貴会よりご提供頂くものとし、ルールの抽出・分析作業は本役務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	仕様明確化のため	ルールの抽出・分析作業、ルール定義はアプリケーション設計開発事業者の役務です。 単語、ルール定義数については上記作業の結果として導出されるものと想定しています。
56	本文	3-2	3	3.1.2(4)	上記方針を前提とし、具体的な適用対象は協会と協議して基本設計において検討すること。その際に費用対効果がないビジネスルールについては、適用対象外とすることも可能とする。	ビジネスルール管理の適用範囲はエンティティ一覧P4のエンティティグループ名欄に「ビジネスルール等」と記載のある以下の4ルールと理解していますが認識はあっているでしょうか。 ・保健指導対象者抽出条件 ・レセプト点検ルール ・債権勧奨ルール ・委託費算定ルール	見積もり条件の明確化のため	適用・徴収・現金給付等業務のルール全般をビジネスルールエンジンの適用領域とします。 エンティティ一覧にある「ビジネスルール等」は、ビジネスルールの適用範囲を示しているものではありません。 具体的な適用対象は、協会と協議し、基本設計において検討することとします。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
57	本文	3-2	3	3.1.2(4)	レセプト点検、現金給付の業務領域において、テキストで記録された傷病名を高速かつ高精度でコーディングする機能を有すること。	未コード化傷病名のコード化ロジックを一元化するため、本業務又はレセプト点検の何れか一方で開発を行うことを望ましいと考えます。いずれか一方で開発する場合は、その旨を仕様書に明記頂くことが望ましいと考えます。	役務範囲を明確にするため	一元化はせずに、それぞれ開発することを想定しています。
58	本文	3-5	3	3.1.3 (2) エ	情報系では、イメージワークフローの実績データを元に、サービススタンダード達成状況等の集計を行う。情報系と連携するために、基盤製品(IBM 社FileNet Process Manager)の機能を用いて、イメージワークフローの実績データを基盤製品(IBM 社FileNet Process Manager)から抽出する機能を開発すること。	左記機能はシステム機能一覧ではどの機能に紐付くのでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	システム機能一覧に記載はありません。「3.1.3 (2) エ」のとおり開発ください。
59	本文	3-5	3	3.2.2	3.2.2 画面設計規約 本文中に「基本設計工程において画面設計を実施する・・・」	基盤導入事業者が作成した基本設計書では、OCR機能の画面設計はアプリ事業者が担当となっています。 仕様書上、アプリ事業者からの画面設計提出が基本設計フェーズ(H25年8月末)となっておりますが、並行して基盤導入事業者の詳細設計フェーズもH25年8月末までとなっております。 基盤導入事業者側で実施されるOCR補正・訂正画面等の詳細設計(機能設計)期間を延長して記載していただくようお願いいたします。	調達の分類により発生する各事業者との調整を踏まえた実行可能な作業計画を立案するため。	アプリケーション設計・開発・データ移行業務事業者にて、OCR補正・訂正画面の画面設計を作成していただいた後、基盤導入事業者側で画面定義、パラメータ設定を実施します。基盤導入事業者の詳細設計工程で画面定義、パラメータ設定を実施するものではありませんので、アプリケーション設計・開発・データ移行事業者との工程に問題はありません。
60	本文	3-6	3	3.2.2(1)	各業務画面と被保険者情報照会画面等を複数起動でき、同時に操作可能(モーダレス)であること。	・複数起動する場合、各業務画面から別画面を呼び出すのではなく、常にメニューから起動する方式で問題ないでしょうか。 ・同一画面を複数起動する業務要件はないと考えてよろしいでしょうか	見積もり条件の明確化のため	・各業務画面から関連する別画面を呼び出すことを想定しています。 ・同一画面の複数起動は不要です。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
61	本文	3-6	3	3.2.3	利用者がログインした後、最初に表示されるポータル画面より、必要な機能呼び出して業務を実施する。	左記の記載以外に、「別紙14-2_情報系要件」の4ページに、ポータル画面に表示する定型レポートの内容が記載されておりますが、他に調達仕様書上、アプリケーション設計・開発に係る調達の中でポータル画面に係る要件の記載がございません。 業務メニューの起動と、定型レポートの表示のみが機能の範囲と考えて宜しいでしょうか。 現時点で他にポータル画面に表示することを想定されている項目(ポートレット機能)がございましたら、関係を明確にするため、全て「3.2.3ポータル画面」に記載頂こう、お願い致します。	要件を明確化し、開発スコープに係る認識齟齬を防ぐため。	業務上必要と想定される情報の表示及び機能についてご提案をお願いします。詳細は基本設計で確定します。
62	本文	3-6	3	3.2.3	3.2.3 ポータル画面 利用者がログインした後、最初に表示されるポータル画面より、必要な機能呼び出して業務を実施する。ポータル画面には、本システムで開発する機能以外にも、間接業務システム及び別途調達される電子メールや、掲示板情報、スケジュール管理、会議室予約等の情報もあわせて表示する。 基本設計において、ポータル画面及び受託範囲に関連するポートレットの基本設計を行い、必要な開発、設定、テスト等を行うこと。また、関係事業者が設計、開発したポートレットについてポータル画面に組み込むこと。	ポータル画面は、貴協会の全体(電子メール・掲示板を含めた基本)画面と各業務アプリ(「適用・徴収」「現金給付」「債権管理」「保険事業」等の業務機能に特化した)画面で構成されるという認識です。 統合的に設計できる基盤導入事業者が全体の基本設計を実施し、全体を見据えた協会内の専任チームが承認後、各アプリ事業者がポータル画面を設計して頂こうお願いします。	各アプリ事業者の設計を把握されている専任チームが主体的に各社の仕様調整・整合性をとることで、各アプリ事業者の手戻りをなくし効率的に作業を進めることが可能と考えるため。 また各調達のアプリ事業者で個別に設計・開発する費用を集約し、4調達全体での開発費用(テスト工数、品質管理工数)削減を図るため。 加えてアプリケーション保守の調達を見据えた場合に、開発・単体テスト環境が4調達で異なることは保守の調達を一調達で行う場合に保守性を低下させることとなり、保守コストの増加へとつながるため。	「適用・徴収・現金給付等」を担当する事業者 にポータル画面の設計をお願いします。
63	本文	3-6	3	3.2.3	ポータル画面には、本システムで開発する機能以外にも、間接業務システム及び別途調達される電子メールや、掲示板情報、スケジュール管理、会議室予約等の情報もあわせて表示する。	ポータル画面開発に伴い必要となる間接業務システム事業者様及び別途調達される電子メール等の開発事業者様に係る記載が調達仕様書上のスケジュールや、役割分担に記載がございません(「別紙17-2_関係他者との役割分担」等)。 調達時期、開発時期等が明確になる様に仕様書を追記頂けますようお願い申し上げます。	スケジュールの明確化のため。	現時点では調達時期、開発時期等について確定していません。後日、間接業務システム及び別途調達される電子メール等のポートレットの組み込みが可能な設計をお願いします。
64	本文	3-7	3.3.4	3.3.4	これらの誤送防止対策として、例えば、各印刷帳票にバーコードまたはQRコード等の形式で組み合わせ毎に同一の番号を印刷し、外部委託先が封入時にそれを活用して組み合わせミスのチェックを行うことが考えられる。	各印刷帳票に、バーコードまたはQRコードを印刷するとありますが、帳票レイアウトのどの位置に印字するかの指示は貴協会からいただけるものと理解してよろしいですか。	役務範囲を明確にするため	基本設計時に行う帳票設計規約を作成するなかで協議します。
65	本文	3-7	3	3.3.4	これ以外にも様々な実現方法が考えられるため、設計工程で最適な誤送防止対策を検討し、必要な機能を開発すること。	例としてQRコードによる仕組みの記載がございましたが、主として送付物の誤送防止は、バーコードによる確認や、送付物の総重量による確認等、物理的な確認手段との組み合わせにより実現するものと考えます。 本検討にあたり、採用が可能となる物理的な確認手段(機器類)については、本検討の結果に従い別途調達されるとの認識で宜しいでしょうか。もしくは予め調達を予定している機器が有れば、明示頂けますようお願い申し上げます(バーコードリーダー等)。	検討の前提を明確化するため。	支部における誤送防止策として、重量検知などによる確認は想定していません。ただし、QRコード等による確認のほか、通番表示による目視確認など、手作業による封入作業にかかる、誤送防止策を基本設計以降に検討する想定です。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
66	本文	4-2	4	4.2.1	4.2.1 オンライン性能 本部・支部の職員が使用するシステムにおける即時応答型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内とすること。	基盤での処理時間が不明確です。アプリケーション設計・開発・データ移行事業者が満たすべき要件として明確化をお願いします。	基盤アプリケーションで3秒を使い切られていた場合、要件を満たすことは不可能であり、アプリ事業者が満たすべき性能要件の明確化のため	端末からWANを経由した基盤のサーバー間の通信、I/Oをすべて除いたアプリケーションとしての処理時間を0.3秒と想定しています。
67	本文	6-1	6	6.1.1(3)	(3)権限の管理 都道府県毎に支部が存在し、その職員数及びチーム構成も支部毎に異なっている。よって、上記の権限の種類と権限の付与に関する考え方は共通であるが、具体的な権限の割当先であるチームと職位は支部毎に異なることになる。支部の責任者が支部単位で権限の付与を管理できることが必要である。	職員の情報は職員等ディレクトリで管理されるが、そのチームと職位に権限を設定する機能(権限設定画面)は各アプリケーションで維持・管理することのように理解できます。 運用面を考慮すると、アプリケーション個別で権限管理をするより、共通的な権限管理機能(アプリケーション)として認証機能の一部として基盤導入事業者にて実装をお願いします。	各アプリ事業者にて個別に開発することによる4調達全体でのコスト重複を避け、人事異動時における情報変更・修正作業等の運用作業の低減を図るため。	機能毎の権限管理は各アプリケーション設計開発事業者の範囲とします。
68	本文	7-1	7	7	アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定した開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。	「協会の指定した開発・単体テスト環境」との記載がございますが、調達仕様書上、明確に開発環境として用意すべき製品が明示されておりません。 本紙に記載の有るIBM社製ツール、及び「別紙18-2 ハードウェア一覧」「別紙19-2 ソフトウェア一覧」に「開発環境」と記載されている製品が対象と考えて宜しいでしょうか。 ※なお、別紙上には「開発環境、保守環境、研修環境は下記の本番最終構成に含まれております。」と記載が有り、どの範囲を示しているのか判別が困難です。	購入すべき製品の明確化のため。	「7 設計・開発要件」の仕様書を以下のとおり修正します。 【修正前】 なお、アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定した開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。ただし、協会の指定する以外の開發生産性を向上するツール等を使用する場合は、協会と別途協議のうえ、決定すること。 【修正後】 なお、アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定する以下のソフトウェアを前提とした開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。 ・IBM社 WebSphere Operational Decision Manager Rule Designer ・IBM社 Filenet Business Process Manager ・IBM社 Filenet Content Manager ・ウイングアーク社 SVFX-Designer ただし、協会の指定する以外の開發生産性を向上するツール等を使用する場合は、協会と別途協議のうえ、決定すること。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
69	本文	7-1	7	7.1	設計・開発工程の開始前に、設計・開発実施計画等を策定すること。	「一定の品質レベルの確保、円滑な製造工程の実施を確保するため、製造工程を進める上で必要となる規約・ガイド等、開発に関する標準類を定義すること。」との記載がございますが、開発の特性／効率化／標準化の観点から、受託者を跨る共通コンポーネント(クラス)等の設計／開発が必要になると推察いたします。 そのため、このような受託者間を跨る共通機能化の検討、及び推進を図る体制や、規約(共通化指針)、共通化その物に関する記載が調達仕様書上、必要と考えます。 このような、共通化に係る記載の追加をお願いいたします。	開発の効率化、役割分担の明確化のため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
70	本文	7-1	7	7.1	7.1 設計・開発実施計画の作成 ・命名規約、ユーザインタフェース標準、各種設計標準等、システム開発を進める上で必要となる設計に関する標準を定義すること。	命名規約と同様に、ユーザインタフェース標準については、基盤導入事業者にて準備すべきと考えます。 設計標準(規約・ガイド等、開発に関する標準類)は、各アプリ事業者の標準と想定します。	費用対効果の面から、アプリ事業者が個別に作成するよりも共通的な基盤のためのドキュメントとして基盤導入事業者にて整備することが適切であると考えます。 また、保守性の面においても4調達にて各々作成することは、保守性の低下を引き起こすこととなると考えます。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
71	本文	7-2	7	7.3.2(2)	(2) システム資源管理 稼働環境及び性能を安定的に維持するため、DBMS等の基盤ソフトウェアを利用するアプリケーションにおいては、協会と協議のうえ、システム資源に係る管理計画等を策定すること。 管理計画等には、将来の予測値等が含まれること。 システム資源を有効に活用するためのツール及び手順を提供し、協会及び保守事業者を引き継ぐこと。	稼働環境におけるシステム資源を有効活用するためのツールおよび手順は、基盤導入事業者の役割と考えます。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	ご指摘の通り、基盤導入事業者の役割となります。仕様書を修正いたします。
72	本文 別紙19-2	8-2	8	8.3	8.3 支援ツール等 また、テスト期間における当環境の利用手順を作成し、協会に引継ぐこと。	別紙19-2より、テスト支援ツールとして以下のツール使用が前提となっていると思われまます。 ・Rational Performance Tester (負荷テスト自動化ツール) ・Optim Test Data Management Solution (テストデータ生成および検証ツール) ・Rational Functional Tester (機能テスト) これら基盤側にて用意されているツールであれば、基盤側にて共通的に使用するための利用手順等の提示をお願いします。	費用対効果の面から、アプリ事業者が個別に作成するよりも共通的な基盤のためのドキュメントとして基盤導入事業者にて整備することが適切であると考えます。 また、保守性の面においても4調達にて各々作成することは、保守性の低下を引き起こすこととなると考えます。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 アプリケーション設計・開発事業者が設計・開発を実施するにあたり、基盤導入事業者が作成した各種設計成果物の情報を必要とする場合は、協会はそれらの情報の開示および説明等を実施する用意があります。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
73	本文	8-3	8	8.4.2	結合テストの内容として、 ①アプリケーション機能(業務機能 単位等)同士の接続、連携の検証 ②基盤機能とアプリケーション機能 間の接続、連携の検証 が挙げられています。 また、8.1によれば、結合テストは 詳細設計に対応すべきものとされて います。	左記は、単体テストに続く工程の作業内容として適当であると思料致します。し かしながら、左記であれば、これを事業者間共通で行う必要はありません。 結合テストは、単体テストを終えたプログラムを、『一連の画面遷移』、『一連の パッチジョブ』等の単位で纏めて本番と同じ基盤の上で正しく動くことを確認する ことが目的であり、その範囲であれば、各事業者個別で行うべき内容と考えま す。	事業者間共通でテストを行うと、一つの不良で 多くの事業者が影響され、テストの多重度が下が ります。単体テストが終わっただけのプログラム をいきなり事業者間でテストするのは無理がある と考えます。 また、結合テストが詳細設計に対応するもので あることから、そのテスト仕様は詳細設計を担当 した各事業者が作るものであることになり、その 意味からも、各事業者個別で行うことが相当であ ると考えます。	結合テストは、各事業者個別で行うものと想 定しています。
74	本文	8-3	8	8.4.3 表8-1	システムテストでの確認項目とし て、表8-1に12項目が挙げられてい ます。	システムテストの確認項目として、次の3点をこの順に追加することが適当と考 えます。 ①事業者内システム連動テスト: 同一事業者内で、オンライン・夜間バッチ等を 本番と同じジョブスケジュールに基づいて連携させ、全体のシステムの連動を確 認する。 ②事業者間システム連動テスト: 事業者をまたがり、全体のシステムの連動を確 認する。 ③サイクルテスト: 日中処理と夜間処理の連続する繰返し、月末処理など、実環 境と同様の運転を相当期間にわたって継続する。 なお、「ジョブ・ストリーム」及び「バリデーションチェック」は、結合テストまでに 確認すべき内容であると考えます。	複数の事業者が作った業務プログラムを統合 して稼働させるのは、非常に困難な作業です。ス テップを踏んで行うことが重要であると考えます。	ご意見として承ります。
75	本文	8-3	8	8.4.3 表8-1	同一の入力に対して、現行システム と同一の結果を得られることを検証 する。	現行と同一の結果と有りますが、テストシナリオの作成、及びテストデータの用 意、結果の一致性の確認等について、現行システム事業者様との役割分担、作 業分界点を明確化頂けますようお願い申し上げます。 また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂 けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	テストシナリオの作成、及びテストデータの用 意、結果の一致性の確認等について、協会 が協力することを想定しており、現行システム 事業者との役割分担はありません。
76	本文	9-1	9	9	9 移行要件	データ移行において大量データ及び関連する事業者が多岐にわたる中で設計、 ツール開発、リハーサル検証の期間が短い。また各アプリ事業者が個々にデー タ移行を行うことは同様作業を個々に行うことになり、期間や費用も大きくなるこ とからデータ移行は別調達にすることが必要と考えます。	期間が短いことと費用対効果の面から、アプリ事 業者が個別に実施するよりも共通的な作業とし て実施することが必要と考えます。	論理データ設計を実施した事業者がデータ移 行を実施することが最も効率的と考えてお り、アプリ事業者にデータ移行業務を実施頂 くこととしています。
77	本文	9-1	9	9.1.1 (2)	新システムでは、申請書、届出書の 様式を変更することを予定してい る。	申請書、届出書の現行様式からの変更については、貴協会から変更内容及び 変更時期の指示をいただけるものと理解してよろしいですか。	要求仕様を明確にするため	変更後の様式については、協会にて用意しま す。変更時期については、協会にて加入者へ の周知時期などを検討のうえ、調整させてい たきます。
78	本文	9-1	9	9.1.1 (3)	他の処理中の状態が発生する業務 に関しても、同様であり、業務移行 計画の策定に際しては、移行時点 で審査中、処理中の情報の移行方 法に関して検討を行い、効率的でか つ安全な移行方法を検討すること。	現行システムにおいて、どのような処理中／審査中のバリエーションが存在する か、そのバリエーションについて、現行システム事業者様との役割分担、作業分 解点を明確にして頂けますようお願い申し上げます。 また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂 けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	現行システムにおいて、どのような処理中／審 査中のバリエーションが存在するかは、協会 が提示することを想定しており、現行システム 事業者との役割分担はありません。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
79	本文	9-5	9	9.1.1 (4)	その他、現行システムにて処理した際と差分入力時のタイムスタンプの差異、差分入力方式としてバッチ処理を採用する際の弊害等、本システムを安定的に移動する際の課題として想定される事象に対する具体的な方策	「差分入力方式としてバッチ処理を」との記載がございますが、差分入力情報を刷新後のシステムでバッチ処理可能な形式に変換する必要がある場合(データエントリによる電子化作業含む)、その役割分担、作業分界点を明確化頂けますようお願い申し上げます。 また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	課題として想定される事象に対する具体的な方策を移行計画書等に反映するという要件ですので、その方策に対する役割分担は、移行計画書が作成された時点で、協議させていただきます。
80	本文	9-6	9	9.1.3	9.1.3 データ移行要件 「なお、現行システムからのデータ抽出は現行システム事業者等が実施する。」	抽出されたデータに不備があると認められた場合、継続して現行システム事業者等にて対応いただくという理解で相違でないでしょうか。	役割分担の明確化のため	移行データの抽出過程で発生した不備(抽出漏れ等)については、現行システム事業者が対応します。 公示番号.34の回答も参照ください。
81	本文	9-7	9	9.1.3(2)	データ移行に伴うリスクを正しく認識し、適正な見積もりに基づいた提案を可能とするために、協会は応札者に対し現行データ調査結果を提示する。 現行データ調査結果には、現行システムにおけるデータ項目の属性値空間等の情報を含む。 協会より提示する現行システム抽出データをもとに、現行データの調査を実施すること。	当調達仕様書では、アプリ事業者が現行データ調査・データ移行も実施するため、現行データ精度を把握したうえで見積もり・提案は困難となります。 現行データ調査も含め、データ移行に関しては現行システムを熟知した事業者が行うことが、品質面・生産性の両面で最適と考えます。	データ移行の品質・生産性の向上	現行データ調査およびデータ移行は、本システムの設計内容を理解したうえで実施することが、より重要な要素であるため、アプリ事業者の委託範囲としています。
82	本文	9-5	9.1.3	9.1.3 (3)	本システムへのデータ移行に際しては、現行システムより抽出したデータを変換・加工し、本システムの統合データベースに投入を行うことに加え、現行システムにて管理されていない紙情報等のデータエントリを想定している。	「現行システムにて管理されていない紙情報等のデータエントリを想定している。」との記載がございますが、データエントリ作業そのものが含まれるか否か、記載を明確にして頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	ExcelもしくはCSV形式にデータ化したものを提供します。
83	本文	9-7	9	9.1.4	データ移行に際しては、データ移行リハーサルの目的、範囲、回数、実施時期、コンティンジェンシープラン等を取りまとめ、協会の承認を受けること。 特にデータ移行リハーサルの実施回数については十分な回数を計画すること。	リハーサルの回数を定める旨の記載がございますが、アプリケーション設計・開発事業者が4つに分割されたことに伴い、全体作業計画の根幹に係る事項については、前提条件の統一化の観点から協会様にて規定頂く様、お願い致します。	工数見積もりの前提条件を明確化するため。	全事業者が参加する移行リハーサルについては、マスタースケジュールに示すとおり、原則2回実施することを想定します。その旨仕様書に明記します。
84	本文	9-7	9	9.2	研修等事業者が実施する、教育に係る要件を以下に示す。	「研修等事業者」の記載が有りますが、スケジュール上調達される時期が明記されておりません。調達を想定されている時期を明確化し、調達仕様書上のスケジュールに追記頂けますようお願い申し上げます。	研修等事業者とのコミュニケーションに係る工数を正確に見積もるため。	仕様書に記載します。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
85	本文	13-1	13	13.1②	平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)の「役務の提供等」のAの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。	本件応札時に、「平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」を申請中の場合、証明書に替えて、申請書をエビデンスとして提示してもよいでしょうか。	応札時期が証明書の更新時期と重なることから、証明書申請中の場合の扱いを明らかにするため。	資格審査申請中の場合の具体的な取扱いについては、本公告時に配布する入札説明書等に記載しますが、本件の場合において「平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」の証明書発行の間は、「平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」の提出をもって代えることができます。
86	別紙6	2.3		44、 45	「不正案件管理記録」 「不服受付等記録」 委託範囲が「適用・徴収・現金給付等」	提供されている業務フローでは、左記DBへの更新(データ登録)業務が含まれていません。現金給付領域では左記DBへの更新は行わない認識で宜しいでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	お見込みのとおりです。
87	別紙8				法3・2被保険者 支部間異動記録 不正案件管理記録 不服受付等記録 債権勧奨ルール	左記エンティティについては「R」のみの記載になっており、「CUD」が存在しません。整合性をご確認の上、修正をお願いします。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	「別紙1」及び「別紙8」を訂正します。
88	別紙13	2			項番7「s201 支払明細(検査費)情報」 項番8「s202 支払明細(特定保健指導委託費)情報」	左記インターフェースが業務フローにありません。御確認をお願いします。	見積もり条件の明確化のため	刷新システムでは支払明細(検査費)情報及び支払明細(特定保健指導委託費)情報については、振込依頼データのひとつとして連携することとしています。業務フローID13.2.3をご参照ください。
89	別紙17	全	17-2 関係他者との役割分担	全	※凡例 (ブランク)：関連する前工程に従う	「関連する前工程」とは何かを明らかにしてください。	作業が発生する場合、適正な作業量の見積もりを行うため。	(ブランク)については、役務ではないことを示しているため、記載を削除します。
90	別紙17			4.3.	基盤導入事業者欄:「主」 アプリ事業者欄:「+」	役割分担の他項目では、「主」と「+」が並存するケースはありません。凡例に従うと、基盤導入事業者が「主」となる場合は、アプリ事業者は「協」となるものと推察します。システム方式設計における「基盤導入事業者」と役割について明確にしてください。	役割分担を明らかにするため。	各事業者が必要な方式はそれぞれで実施すること想定しています。基盤事業者の役割分担を「+」に修正します。
91	別紙17	1		4.4	ビジネスルール設計	適用・徴収・現金給付等アプリ事業者のみが担当となっているが、レセ・保健事業・情報系がビジネスルールを使用する場合はどの事業者がルール設計を担当するのでしょうか。	役割分担の明確化のため	レセプト、情報系については、ビジネスルールの適用は想定していません。保健事業で使用する場合は、保健事業のアプリケーション設計開発事業者がルール設計を担当します。
92	別紙17			4.9.1.	全アプリ事業者欄:「+」	統合データベース論理設計は、ワーキンググループで設計内容の調整を行なうこととしていますが、ワーキンググループの運営について、各事業者の認識相違がないように、ワーキンググループの具体的な運営イメージの提示をお願いします。	ワーキンググループ運営自体をアプリ事業者として提案することは可能ですが、各社がそれぞれ提案しても、その通りの運営ができないことは作業実施上のリスクになりえるため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
93	別紙17			5.12.	全国健康保険協会欄:「協」 工程管理等支援事業者:「協」	役割分担の他項目では、該当欄が「協」という例はありません。凡例に従うと、「協」は個別受託範囲の観点で協力する事業者であることから貴協会が「協」とはならないと推察します。また、工程管理等支援事業者の役割が不明です。現行データ調査における「貴教会」と「工程管理等支援事業者」の役割について明確にしてください。	役割分担を明らかにするため。	他作業項目と同じく、協会が承認し、工程管理等支援事業者が監修・監督します。仕様書を修正します。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
94	別紙17			6.1.2.	全アプリ事業者欄:「+」	イメージワークフロー作成作業は、適徴給受託以外の事業者の作業項目にありません。 仕様書案が間違っているのか、本項の記載が間違っているのか確認をお願いします。	仕様書案と本項の記載内容の整合性を確認するため	イメージワークフローの作成は、適用・徴収・現金給付等アプリ事業者のみの役割となるため、仕様書を修正いたします。
95	別紙17	2		6.1.3	ビジネスルール作成	適用・徴収・現金給付等アプリ事業者のみが担当となっているが、レセ・保健事業・情報系がビジネスルールを使用する場合はどの事業者がルール作成を担当するのでしょうか。	役割分担の明確化のため	適用・徴収・現金給付等アプリ事業者以外がビジネスルールエンジンを使用する場合は、使用するそれぞれの事業者がルール作成を担当することになります。
96	別紙17	4			ユーザーマニュアルの作成及び研修の担当を研修等事業者に変更	アプリケーション操作手順書とユーザーマニュアルの要件(記載内容、記載レベル)が不明瞭につき、両者の要件を具体的に提示頂けないでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	アプリケーション操作手順書は、画面の流れに沿ったシステムの操作方法等を想定しています。エンドユーザーによる使用するマニュアルではありません。 研修等事業者が作成する業務の運用に沿った手順書(ユーザーマニュアル)のインプットとなることを想定しています。
97	別紙17			番外	(記載漏れ)	仕様書案本文(3-6ページ)3.2.3ポータル画面にポータル画面の記載があります。これによると関連事業者との役割分担があるものと推察します。 ポータル画面の「関係他者との役割分担」の項目の追加をお願いします。	記載もれのため	ポータル画面は「別紙17 関係他者との役割分担」に記載の 4.5 画面設計等に含まれます。仕様書に記載の通り、適用・徴収・現金給付等アプリ事業者が受託範囲がポータル画面を作成し、他アプリ事業者はそれぞれ受託範囲のポートレットを作成します。適用・徴収・現金給付等アプリ事業者は他事業者が作成したポートレットをポータル画面に組み込みます。
98	別紙1	1/2~2/2		1.3.1 3	1.3.1 被保険者証一括交付.pdf 1.3.1-3 被保険者一括交付・送付書等データ出力	1ページ目では1.3.1-3 被保険者一括交付・送付書等データ出力から被保険者証などが委託事業者に渡っていますが、2ページ目では、そのデータが支部からなっています。恐らく1ページ目の方が記載誤りと思われるので修正をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	誤記のため修正します。
99	別紙1	5/5		—	1.4.4 保険料収納.pdf 【補足】入金データに対する収納処理 収納事故一覧参照、正常収納一覧参照、納期後収納一覧参照	左記の参照という記載がされていますが、参照先が見当たりません。提示をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	「1.4.4【補足】」については「1.4.4-4」で行われる業務上の行為を表しており、資料上の参照先を示すものではないため、「一覧参照」の文言を削除します。なお、各一覧の定義については基本設計にて設計するものと考えています。
100	別紙1	5/5		—	1.4.4 保険料収納.pdf 【補足】入金データに対する収納処理 収納事故で「収納可能である」がNOの場合	左記の条件では保留となるという記載があります。システム的に見ますと「保険料債権徴収」テーブルに格納できないデータです。このような未登記状態となるようなデータを管理するためには、専用のテーブルが必要と考えます。概念データモデル、及び業務フローに追記をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	未登記状態を管理するエンティティを「申請届出等進行管理簿」とし、業務フローに追加します。なお、専用テーブルの可否については基本設計にて設計するものと考えています。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
101	別紙1	2	2	2.1.1	2.1.1-4 申請書等内容審査 IO対象DB +レセプト、+貸付管理簿	左記DBへの更新とはどのような場合を想定されているでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	レセプトエンティティについては、更新はありません。誤記のため、業務フローを修正します。 貸付管理簿エンティティについては、出産費貸付金の精算時に更新される想定です。
102	別紙1	2	2	2.1.1	2.1.1-4 申請書等内容審査 備考欄 審査結果判定による処理は並行処理可とする	左記記載の意味とは1つの申請書に対して複数の審査結果に振り分けるという認識で宜しいでしょうか。また、具体的にはどのようなケースで発生するのでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	お見込みのとおりです。 保留中(連絡待ち等)に照会票を送付するケースや、照会票を2件送付するケース等で発生します。ただし、決裁・返戻・回送については並列処理は発生しません。
103	別紙1	3	2	2.1.1	2.1.1-8 「通知書等データ出力」	(修正案)「通知書等印刷」	誤記と思われます。	通知書等印刷機能中の、印刷データファイル出力機能を使用するため名称を「通知書等データ出力」としています。
104	別紙1	3	2	2.1.1	2.1.1-6 申請書等決裁 IO対象DB +レセプト	左記DBへの更新とはどのような場合を想定されているでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	更新はありません。誤記のため、業務フローを修正します。
105	別紙1	6	2	2.1.1	2.1.1-14 照会票印刷 備考欄 必要に応じてレセプト・遅延お知らせを印刷する。	左記のレセプトの印刷については、システム機能一覧より当該機能には含まれていないと認識しております。どのような機能を想定されているでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	照会票印刷機能ではレセプトを印刷しません。誤記のため、業務フローを修正します。
106	別紙1	11	2	2.1.1	2.1.1-21 申請書等内容審査・登録 IO対象DB +レセプト、+貸付管理簿	左記DBへの更新とはどのような場合を想定されているでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	レセプトエンティティについては、高額療養費申請の審査に使用したレセプト情報を保存する必要があるため更新する想定です。 貸付管理簿エンティティについては、高額医療費貸付金の精算時に更新する想定です。
107	別紙1	11	2	2.1.1	2.1.1-21 申請書等内容審査・登録 備考欄 自己負担額確認一覧表を必要に応じて出力できるようにする	帳票一覧では、該当する帳票は存在しておりません。ファイル出力のみの認識で宜しいでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	お見込みのとおりです。
108	別紙1	12	2	2.1.1	2.1.1-23 申請書等決裁 IO対象DB +レセプト	左記DBへの更新とはどのような場合を想定されているでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	更新はありません。誤記のため、業務フローを修正します。
109	別紙1	5	2	2.1.3	申請書内容審査・審査結果決裁 備考欄 一括決裁とする	システム機能一覧では、当該機能の処理概要欄に、「個別または一括で、審査結果および支払年月日等の支給決定登録並びに不支給決定の決裁登録ができること」との記載があります。備考欄記載内容は、どのような主旨で記載されましたでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	備考欄の記載が誤記のため業務フローを修正します。
110	別紙1 別紙2	1/3~3/3 34	貸付	3.1.1 1~	3.1.1 貸付処理.pdf (業務フロー図に記載される機能IDについて) 3.1.1-1申込書等受付登録~3.1.1-5 通知書等印刷	業務フロー図とシステム機能一覧の機能IDが異なっていると思われるため、統一をお願いします。	仕様書の整合性を合わせるため。	誤記のため、システム機能一覧を修正します。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
111	別紙1 別紙2	3/3 34	貸付	3.1.1 5	3.1.1_貸付処理.pdf 3.1.1-5通知書等印刷 システム機能一覧の機能説明で「送付先に複数の送付物を送る場合等、送付先単位で印刷できること。」と記載あり。	左記文章について、複数送付物となる場合の印刷物名の開示をお願いします。	当該機能の出力帳票としては「高額医療費貸付金振込通知書」「出産費貸付金振込通知書」の2種類と理解しておりますが、同時にこの2種類が送付される状況は少ないのではないかと想定しており、それ以外で複数送付物とは、どのような印刷物が出力されるか理解するために確認させていただきました。	複数送付物となる場合は想定しないこととします。システム機能一覧を修正します。
112	別紙1 別紙2	1/1 34	貸付	3.2.1 6	3.2.1_未精算処理.pdf 3.2.1-1未精算案件抽出 システム機能一覧の機能説明を見る限りバッチ処理と理解しました。	左記の認識で正しければ、業務フロー図では支部担当者によるオンライン処理となっているため、システムによるバッチ処理に変更をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	業務フロー図の記述のとおりです。システム機能一覧は誤記のため修正します。
113	別紙1	4	債権管理	4.2.1	4.2.1_調定処理.pdf 4ページの補足資料1(債権引継ぎ先の入出力先情報)に、以下の記載がございます。 「追加:金額(現物給付/現金給付別)、受診者生年月日、受診者の本人/家族別・返納金債権追跡記録(事跡日、事跡コード、事跡内容等)」	「追加:金額(現物給付/現金給付別)、受診者生年月日、受診者の本人/家族別・返納金債権追跡記録(事跡日、事跡コード、事跡内容等)」の文章が意味することについて、説明追記をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	『追加:』については、記述が残ってしまったものであるため、削除いたします。 なお、これらの項目は、現時点の協会の想定であり、実際に管理する項目については基本設計時に協議のうえ決定するものとしております。
114	別紙1 別紙2	1/3 38	債権管理	4.3.2 11	4.3.2_勤奨.pdf 4.3.2-1 勤奨対象者の抽出 システム機能一覧の機能説明のうち「一覧表示の情報は印刷もできること。」の記載について。	システム機能一覧、帳票一覧、業務フロー図とも、帳票名の記載が無いため、印刷帳票名を記載ください。帳票不要であれば左記の記載削除をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	誤記のためシステム機能一覧を修正します。
115	別紙1 別紙2	2/3 44	債権管理	4.5.1 35	4.5.1_調定・収納変更処理.pdf 4.5.1-7 収納取消・還付金発生登録 決裁 システム機能一覧の機能説明「債権訂正による納付書発行対象の場合は、決裁後にMPN納付依頼情報を送信できること。」について	当該機能が実行されるのは、還付が存在する場合のみと考えられ、機能説明として記載の左記文章は不要と考えられます。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	誤記のためシステム機能一覧を修正します。
116	別紙1	2/4	情報提供	7.1.1	7.1.1_資格審査.pdf 7.1.1-2 申請情報審査 業務フロー図で、7.1.1-2申請情報審査でアクセスされる情報提供グループエンティティは「情報提供利用申請」のみとなっております。	同じ情報提供のログインや、アカウントロック業務のフローを見ると、「情報提供利用ユーザー」エンティティを参照しているため、7.1.1-2申請情報審査でアクセスされるエンティティに「情報提供利用ユーザー」も含まれると考えてよろしいでしょうか。その認識で良ければ更新エンティティとして「情報提供利用ユーザー」の追加をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	ご指摘のとおり業務フロー図(7.1.1)に追加します。
117	別紙1	4/4	情報提供	7.1.1	7.1.1_資格審査.pdf 7.1.1-5 健診機関利用者登録(委託機関利用者登録) 入力項目について	7.1.1業務フロー図の別紙(3/4ページ)と同様に、7.1.1-5健診機関利用者登録についても入力項目例の情報開示をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	7.1.1-5については、画面からの入力項目はありません。 健診機関利用者登録における登録項目の詳細については、基本設計時に確定します。
118	別紙1	1/1	情報提供	7.5.1	7.5.1_データダウンロード(利用者).pdf 7.5.1-1 被扶養者データダウンロード(利用者) 「情報提供コンテンツ」エンティティの参照について	情報提供コンテンツエンティティのデータが作成される業務フローが見当たらないため、どの業務フローの記載をお願いします。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	情報提供コンテンツエンティティデータを作成する業務フローを追加します。 NO.85を参照してください。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
119	別紙1	1,2	2	12.3.8	1.7.2	左記の関連機能業務IDが重複して記載されています。	誤記と思われます。	誤記のため、業務フローを修正します。
120	別紙1	1		13.1.1	備考欄 ※2 申請・届出書等を確認する。 汎用照会機能を活用する。 軽微な確認は電話で行うことを 想定している。	汎用照会機能が機能一覧にありません。 御確認をお願いします。	見積もり条件の明確化のため	当該備考は運用に関する記述であるため、 仕様書から削除します。
121	別紙2	15～20		31、32、33、34、 78、 80、81、 82	制約・特記事項 「当画面は項番30記載の申請書そ れぞれに対して作成のこと」	(修正案) 「当画面は項番29記載の申請書それぞれに対して作成のこと」	誤記と思われます。	誤記のため、画面一覧を修正します。
122	別紙2	21、30		4、 5、 47、 48	「申請書等内容審査」 「申請書等審査結果確認」 「更正・取消内容審査」 「更正・取消審査結果確認」 処理概要 レセプト等の関係情報を表示でき、 表示した記録を残せること	左記下線部の「表示した記録を残す」とは、具体的にどのような機能で、どのエ ンティティに対する更新であるかお示し頂けますでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させてい ただきたいと考えます。	審査担当者が審査の際に参照した給付履歴 やレセプト等の情報を、確認担当者や決裁者 に引き継ぐことができる機能を想定していま す。 また、申請届出書等エンティティに対する更 新と想定しています。
123	別紙2	23		10	返戻文書印刷	IWF対象の申請書(5種)に対する返戻文書印刷機能ですが、申請書毎に印刷 指示方法(画面)を設ける必要があるでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて いただきたいと思います。	共通化することを想定しています。
124	別紙2	23		13	照会票印刷	IWF対象の申請書(5種)に対する照会票印刷機能です、申請書毎に印刷指示 方法(画面)を設ける必要があるでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて いただきたいと思います。	共通化することを想定しています。
125	別紙2	24、26、 30、 32		17、27、 46、 55	処理概要欄 受付期間等を指定することで、 定期的に、 一定日に	左記のバッチ処理機能について別紙3画面一覧に該当の画面が存在しませ ん。処理概要欄の条件は、運用上利用者にて必要に応じて切替可能とすべきと 認識しますがどのように実現することを想定されていますでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて いただきたいと思います。	運用上利用者にて必要に応じて切り替えるこ とはありません。バッチジョブスケジューラに て起動する想定です。 なお、「受付期間等を指定することで、」という 記述については誤記のため、システム機能 一覧を修正します。
126	別紙2	26		24	通知書等印刷	IWF対象外の申請書(10種)に対する通知書等印刷機能ですが、申請書毎に印 刷指示方法(画面)を設ける必要があるでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させてい ただきたいと考えます。	共通化することを想定しています。
127	別紙2	31		50	SF-2.2-00007 通知書等印刷の 関連業務機能ID 2.2.1-7 2.2.1-8	左記の関連業務機能IDの内、2.2.1-8について別紙1の業務フローに存在しま せん。整合性を確認の上、修正をお願いします。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて いただきたいと思います。	誤記のため、システム機能一覧を修正します。
128	別紙2	34			項番5「通知書等印刷」 ・印刷データをファイル出力すること もできること。	当該機能は業務フロー上は帳票印刷の外部委託のあるフローとなっていませ んが、左記要件は必要でしょうか。	見積もり条件の明確化のため	必要ありません。誤記のため、システム機能 一覧を修正します。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
129	別紙2	34			項番5「通知書等印刷」 ・送付先に複数の送付物を送る場合等、送付先単位で印刷できること。	当該機能の出力帳票は「高額医療費貸付金振込通知書」、「出産費貸付金振込通知書」の2票のみであり、申請書単位ではどちらか一方の帳票の出力のみと想定されますが、左記要件は必要でしょうか。	見積もり条件の明確化のため	必要ありません。誤記のため、システム機能一覧を修正します。
130	別紙2	34			項番5「通知書等印刷」	関連業務ID欄に記載されている下記の業務IDを記載した業務フローがありません。 御確認をお願いします。 ・3.1.1-19	見積もり条件の明確化のため	誤記のため、システム機能一覧を修正します。
131	別紙2	35他			資格情報、レセプト情報、給付記録、証回収状況等の関連情報を参照できること。	機能概要の随所に左記のような関連情報参照に関する記載がありますが、画面一覧上は関連情報参照用の画面は定義されていません。 これは、当該機能の画面操作中に、別ウィンドウで被保険者情報照会等の汎用的な照会機能の画面が操作できれば良いという解釈でよいでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	資格情報、給付記録一覧等の基本情報は同一画面上に表示させる想定です。レセプトや給付記録等の詳細情報については、お見込みのとおりです。
132	別紙2	36他			項番3「債権調定入力」	左記機能はイメージワークフロー適用対象外の機能という認識ですが、「処理結果リスト」、「確認対象一覧」等の帳票出力の指定がありません。 帳票出力は必要ないのでしょうか。 同様の機能が他にもありますので、合わせてご確認をお願いします。	見積もり条件の明確化のため	業務フロー図、システム機能一覧に追加します。
133	別紙2	36			項番3「債権調定入力」	「債権調定入力」で扱う債権の種類は、業務フロー図(4.2.1)の補足資料1に記載された債権種類があると認識しておりますが、「債権調定入力」業務を行なうにあたり調定入力のもとになる債権情報として、書類または申請書等の情報が必要と理解しています。 「債権調定入力」に必要な債権情報は、どの様に取得するのでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	債権発生元業務にて登録した債権情報を参照することを想定しています。
134	別紙2	36			項番3「債権調定確認」	「債権調定確認」で登録内容の修正が出来ることと機能要件が記載されていますが、画面は「債権調定対象一覧画面」と「債権調定詳細表示画面」があり、債権調定入力の修正が可能な画面が無いように思えます。 調定入力した内容を修正する画面が必要になるのでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	債権調定詳細表示画面で修正を行うことを想定しています。
135	別紙2	41			項番22「収納登録(手動)」、項番23「収納登録確認(手動)」、項番24「収納登録決裁(手動)」の関連業務機能ID	関連業務ID欄に記載されている下記の業務IDを記載した業務フローがありません。 御確認のうえ仕様書の修正をお願いします。 ・12.3.6-2 ・12.3.6-3 ・12.3.6-4	見積もり条件の明確化のため	誤記のためシステム機能一覧を修正します。
136	別紙3	6		73	システム機能ID SF-1.4-00053	該当項番の削除をお願いします。 申請情報入力にはSF-1.0-00001に集約したのではないのでしょうか。	調達内容明確化による適正な作業量の見積もりを行うため。	誤記のため、画面一覧から削除します。
137	別紙3	19、20		78、80、81、 82	制約・特記事項 左記の画面については、それぞれ“当画面は項番30(正しくは29)記載の申請書それぞれに対して作成のこと”と記載があり、項番29の特記事項欄には、10種の申請書が記載されている。 一方、左記画面に対応するシステム機能一覧においても、制約・特記事項欄に対応する申請書が記載されているが、こちらは9種類の申請書が記載されている。	システム機能一覧の制約・特記事項と画面一覧の制約・特記事項欄の内容どちらが正しいでしょうか。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させていただきたいと考えます。	画面一覧の制約・特記事項欄の記述のとおりです。システム機能一覧が誤記のため修正します。
138	別紙3	21		93、 94	システム機能名 「柔道整復師登録・訂正・取消決裁」	(修正案) 「柔道整復師登録・訂正・取消確認」	誤記と思われます。	誤記のため画面一覧を修正します。

①「全国健康保険協会健康保険システム適用・徴収・現金給付等アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
139	別紙3	32-33			項番11「入金予定一覧作成(一般)」 項番12「入金予定一覧作成(保険料)」 項番13「収納結果一覧作成(一般)」 項番14「収納結果一覧作成(保険料)」	検索入力画面のみが存在していますが、一覧画面を表示するのではなく、直接帳票を出力する仕様との理解で問題ないでしょうか。	見積もり条件の明確化のため	お見込みのとおりです。
140	別紙4	1			「共通」サブシステムの帳票	「共通」サブシステムの帳票として、「処理結果確認リスト」と「確認対象一覧」の2帳票が定義されていますが、これらの帳票の印字項目内容は業務により異なると思われるため、業務領域単位で設計・開発する帳票と位置づけた方が良いと考えます。	見積もり条件の明確化のため	レイアウトは統一となりますが、印字項目内容が異なるため、業務領域単位での設計となります。 なお、別紙4に該当数を表記いたします。